

男女共同参画について考える

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に施行されました。この法律の目的や理念の理解を深めるために、基本法が施行された6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と決めました。この間、男女共同参画社会の形成の促進を図る、さまざまな行事が全国的に実施されています。

今の社会では、以前に比べ、育児休暇を取り、子どもをつれて買い物をし、食事の準備などを行っている男性の姿がよく見られるようになってきました。また、自分の力を発揮できる職場で、いきいきと活躍している女性が増えてきたように感じます。この機会に、男女共同参画社会について考えてみませんか。

参照：内閣府男女共同参画局 HP



鳥取市の人権問題に関する取組

男女共同参画に関する人権問題

- 男女共同参画社会の推進を図る教育・啓発に取り組むとともに、市民の自発的な活動を支援します。
- 地域や職場における女性の活動を推進するよう、ワーク・ライフ・バランスの取組や政策決定への女性の参画を進めます。
- 女性の視点を取り入れた避難所運営など、防災の取組を進めます。

令和8年度第1回運営委員会を開催します

運営委員の皆様、本年事業の評価をしていただき、今後の事業運営についてお力添えをいただきたいと思います。

日時 6月18日(木) 14時~15時30分(予定)

場所 佐治人権福祉センター 大会議室

やってみようデー

5月1日、やってみようデーでは、さじっこクラブの子どもたちと一緒にたくさんの交流を楽しみました。

午前中はボッチャ大会を開催しました。チームで声を掛け合ったり、「頑張れ！」と応援する姿があったりと、笑顔がたくさん時間となりました。

昼食には、希来里食堂のスタッフの皆さまが心を込めて作ってくださったカレー、ケンタッキーの皮パリパリサラダをいただき、お代わりする子どもたちもいました。

午後からはDVD鑑賞会を行いました。「本当の友達」という題名で、いじめ問題について考えさせられる内容でした。子どもたちからは上映中「おかしいよね」、「後悔するなら最初からいじめなきゃいいのに」といった意見が聞け、とても良い貴重な時間を共有することができました。



6月カウンセラー・弁護士相談

相談無料・秘密厳守

◇カウンセラー相談

日時 9日、23日(火)
15:00~16:50
定員 2名(先着順1名50分)

◇弁護士相談

日時 18日(木) 18:30~20:30
定員 3名(先着順1名30分)
※カウンセラー・弁護士相談は予約が必要です

申し込み先 中央人権福祉センター 鳥取市幸町151 人権交流プラザ (電話: 0857-24-8241)



行事予定



事業名	日程	時間	場所
ふれあい健康教室	6月17日(水)	10時~11時30分	佐治人権福祉センター
第1回運営委員会	6月18日(木)	14時~15時30分予定	
スマホ相談会	6月24日(水)	10時~11時30分	
希来里食堂	6月28日(日)	10時~14時	
手話教室	第1、第3水曜日	13時30分~15時	
さじのわテーブル	毎週木曜日	10時~12時	
太鼓教室	毎週土曜日	19時30分~21時	